

知立市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市まちづくり基本条例（平成17年知立市条例第4号）第15条の規定に基づき、市民の意見及び要望を積極的に市政に反映させるとともに、透明で開かれた市政を目指し、市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の全般的な基本政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改廃（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (3) 市の基本的な方向性等を定める制度等の制定又は改廃

2 次に掲げる場合は、適用除外とする。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの。ただし、迅速又は緊急を要することを理由にパブリックコメント手続を実施しなかったものについては、迅速又は緊急を要した理由について明らかにするとともに、制度の運用等、事後においても有用と認められるものについて市民等の意見等を聴くよう努めること。

(2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときに、できる限りこの要綱の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。

(3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、この要綱による手続を行うことができる。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 担当課、知立市図書館及び行政資料コーナーにおける閲覧

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受けるときには、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときその旨を明示するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害する恐れがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

(パブリックコメント手続調整委員会)

第10条 パブリックコメント手続の適正な運用を図るため、パブリックコメント手続調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、別表のとおりとする。

3 委員会は、実施責任者の申し出により、委員長が召集する。

4 委員会は、パブリックコメント手続の実施の必要性等について審議する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

委員長	企画部長
委員	総務部長
	危機管理局長
	福祉子ども部長
	保険健康部長
	市民部長
	建設部長
	都市整備部長
	上下水道部長
	教育部長
	議会事務局長
事務局	企画政策課長